◆重要なお知らせ◆

探しています！

耐震診断義務化建築物を所有等されている方は、ご連絡下さい。

以下の建築物を所有等されている方は、平成２７年末までに、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁（奈良県、奈良市、橿原市、生駒市）に報告する義務があります。所管行政庁は、これまでも対象となる可能性のある建築物の個別訪問等を行い、把握に努めてまいりましたが、「所管行政庁からの訪問等を受けていない。」「対象建築物であるかどうか、わからない」等ございましたら、ご相談いただきますようお願いします。

対象となる建築物

昭和５６年築以前の部分がある建築物で

〇不特定多数の者が利用する大規模建築物

- 病院、店舗、旅館等　：階数３以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
- 体育館　：階数１以上かつ床面積の合計5,000㎡以上

〇避難確保上、特に配慮を要する者が利用する大規模建築物

- 老人ホーム等　：階数２以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
- 小学校、中学校等　：階数２以上かつ床面積の合計3,000㎡以上
- 幼稚園、保育所　：階数２以上かつ床面積の合計1,500㎡以上

〇一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等

- 危険物貯蔵場等　：階数１以上かつ床面積の合計5,000㎡以上
  （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）

●ご注意●　期限までに報告されなかった場合、所管行政庁は報告を行うことを命ずることができ、命令を行った旨が公表されます。

＜お問い合わせ先＞
奈良市　0742-34-4750（奈良市　建築指導課）
橿原市　0744-47-3517（橿原市　建築指導課）
生駒市　0743-74-1111（生駒市　建築課）
上記以外の地域　0742-27-7561（奈良県　建築課建築審査係）

耐震技術者等派遣事業を実施しています（活用のお願い）

県では、耐震診断・耐震改修に関する研修会等における講演や専門的な相談に応じられる**技術者等を派遣**する事業を実施しています。
積極的な活用をお願いします。

奈良県建築課建築審査係　TEL：0742-27-7561 まで ご連絡ください。

奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会

ニュースレター

№17　平成26（2014）年7月発行

- 平成26年度総会を開催しました
- 「今、求められる防災対策　～過去を知り、未来に備える～」と題して、紅谷昇平氏による講演会を開催しました
- 改正耐震改修促進法に基づく耐震診断義務化建築物に関するお知らせがあります（末頁参照）
- 『耐震技術者等派遣事業』を実施しています（末頁参照）

詳細は奈良県建築課のHPをご覧下さい

奈良県耐震化協議会　検索

知れば知るほど 奈良 はおもしろい　http://www.pref.nara.jp/
奈良県マスコットキャラクター せんとくん

NARA PREFECTURE 奈良県

発行日：平成２６（２０１４）年７月

奈良県県土マネジメント部
まちづくり推進局建築課
〒630-8501　奈良市登大路町30
TEL：0742-27-7561
FAX：0742-27-7790

平成２６年度　奈良県住宅・建築物耐震化促進協議会　**総会・講演会**

◆　総会を開催しました

○ 日　時：平成 ２６年 ６月 ２０日（金）

○ 場　所：奈良県中小企業会館
　　４階大会議室

● 当日は、協議会参画２７団体の委員及び県庁内関係課（室）の出席のもと、以下の 議案の審議を行いました。

《議案1》平成２５年度活動報告ついて
《議案2》平成２６年度活動計画（案）について

これらの審議を行い、
議案は全会一致で承認されました。

●お知らせ
- 改正耐震改修促進法に基づく耐震診断義務化建築物について（末項参照）
- 耐震技術者等派遣事業について（末項参照）

（会議風景）

平成26年度　活動計画

●奈良県
【民間建築物】
① 建築物の耐震化普及事業の実施
- 市町村が実施するセミナー等の開催支援
- なら県政出前トークの実施
- パンフレット類の配布
- ニュースレターの配布　等

② 既存木造住宅耐震診断支援事業の実施
- 実施予定200戸、4.5万円／戸を補助

③ 既存木造住宅耐震改修支援事業の実施
- 実施予定50戸、 50万円／戸以上の耐震改修工事に20～50万円／戸を補助

④ 特殊建築物等耐震診断支援事業の実施
- 200万円／棟を限度に精密な耐震診断に要する費用の2/3を補助

⑤ 耐震診断義務化建築物に対する耐震診断補助
- 全額公費負担となる補助制度を継続

⑥ 耐震技術者等派遣事業の実施
- 研修会・相談会等に耐震技術者を派遣

【公共建築物】
⑦ 県有建築物の耐震改修プログラムに沿った耐震化促進

●市町村
⑧ 各市町村耐震改修促進計画の策定に努めるとともに、①～④の事業実施が図れるよう努める

●建築物所有者管理者団体等
⑨ ①の事業実施に向けて団体会員への周知に努める。④～⑥の事業の活用が図られるよう団体会員への周知に努める。

●建築関係団体
⑩ 連携して活動計画が円滑に実施されるよう努める

（問い合わせ先）
県建築課建築審査係　0742-27-7561

◆　総会に引き続き、講演会を開催しました

演 題：「今、求められる防災対策
　　～過去を知り、未来に備える～」
講 師：紅谷　昇平　氏

神戸大学　社会科学系
教育研究府（国際協力研究科兼任）特命准教授

人と防災未来センター
リサーチフェロー

過去に発生した大地震による被害を踏まえ、今日発生が危惧されている南海トラフ（巨大）大地震へ備えて、震災前後に地域・家庭で実施できる防災対策について、ご講演いただきました。また、後半では、主に震災前の対策である建築物の耐震化について、現状と今後の課題等、その重要性についてご教授いただきました。

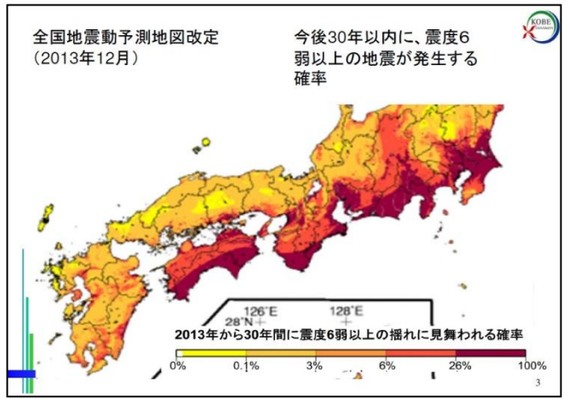

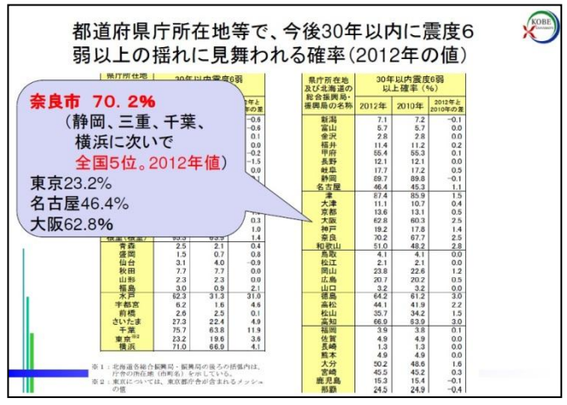

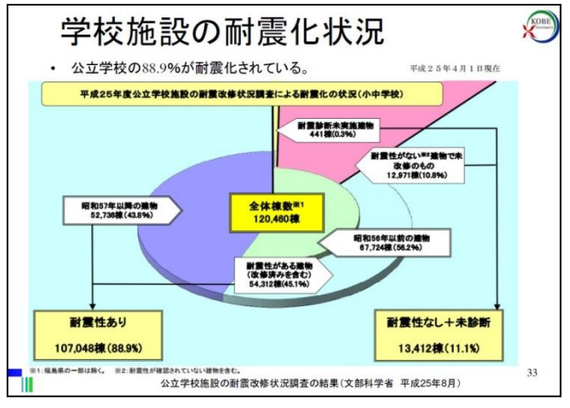

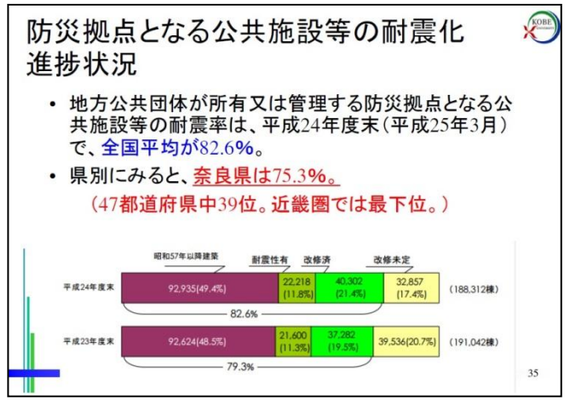

（　当日の資料より　）